

外国人労働者Cさんからの相談を受け

団体交渉を実施(5/8、6/12)

ニュース4月号で報告した、外国人労働者Cさん(機械部品製作オペレーター)からの相談を受け、姫路ユニオンでは就労先に対して団体交渉の申入れを行い、5/8と6/12に実施しました。

申入書では2/21以降に更新された労働条件が不利益な変更となっており、組合員Cの真摯な同意も無いため無効であり、元の労働条件に戻すことを会社側に求めました。

5/8に実施した第1回団体交渉では、会社側は①時給を1,400円から1,060円に下げたことについては元に戻す、②雇用の継続に関しては、会社業績の悪化と、Cさんが高齢であることから難しい、といった回答を示し、協議が整うまでの間、③当面(一か月間)雇用を延長することと次回交渉で就業規則や業績状態等の資料を提出することを約束し、交渉を終えました。

①について、労働条件の不利益変更については認めたものの、②に関しては会社業績云々を言いながらも、実のところは契約更新を重ね5年を超えることで無期転換権が発生することを避けたいといった本音が隠されていました。

6/12に実施した第2回団体交渉でも会社側の基本的姿勢は変わらず、会社業績が悪いから雇用の継続はできないとしながら、Cさんが退職に応じるのであれば解決金として〇〇〇円を支払うといった回答を示しました。

上記①で問題となった給与の一部不支給額がこの解決金の内に含まれる、といった考え方が示されたことから到底、受け入れることができる内容ではありませんでした。

そのため、会社側はCさんの雇用をさらに一か月(7/20まで)延長した上で、解決金の水準を再検討し次回交渉で示すこととして、交渉を終えました。

Cさんはあくまで雇用の延長を望んでいることから、会社側と合意点を見出すことは極めて難しい状況であると言わざるを得ません。

Cさんの生活面における支援についても、公的なサポートが受けられないか模索しながら、次回第3回交渉に臨むこととしています。

